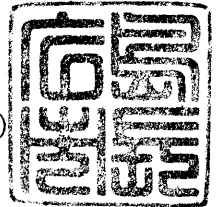


広 人 行 第 2 号  
平成15年4月17日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利  
(企画総務局行政改革推進室)



平成11年度包括外部監査結果報告に添えて提出された「意見」に基づく  
対応結果について（報告）

このことについて、別紙のとおり対応結果をとりまとめましたので報告します。



意見

ア 当該補助金の対象団体は複数であり、反復、継続したものであることから、交付要綱を制定すべきである。  
 イ 補助対象となる人件費の基本給部分は毎年ベースアップされているが、合併協定に基づき旧町職員の職位に格付し、その給料に市職員の平均ベースアップ率を乗じてきたため、現在では明確でなくなっており、基準となる市職員のどの職位職給に該当するか等格付けを明確にする必要がある。

例えば広島安佐農業協同組合有線放送事業に対する補助では、放送人役では月額 207,658 円であるが、平成 10 年 4 月時点の行政職給料表で、2 級 6 号級 202,600 円～7 号級 210,200 円、保守人役では月額 290,174 円であるが、同じ給料表で 2 級 17 号級 290,100 円～18 号級 296,300 円のレベルとなっている。

ウ また時間外手当や事業にかかる人役の根拠についても、当初は根拠があったであろうが、現在は放送人役で広島市農協深川地区が 0.2 人役、それ以外は 0.5 人役、保守人役で一律 1.0 人役となっている。

放送回数は平成 10 年度実績で以下のようになっている。

農協名	放送回数	放送回数のうち 市・コミュニティ関係	放送回数に 占める割合
広島市農協	3,626 回 (有償分除く)	市広報 766 回	25%
		コミュニティ 139	
		計 905	
佐東町農協	572 回 (時報除く)	市広報 190 回	75%
		コミュニティ 239	
		計 429	
安佐農協	2,506 回	市広報 541 回	35%
		コミュニティ 346	
		計 887	

上記のように各農協によって運用実態に開きがあるのに放送人役は、いずれの農協も 0.5 人役となっている。

従って、人役根拠を明確にする必要がある。

エ 住民へのいろいろな連絡媒体が存在する現在、例えば、事業主体である農協から視聴者へ放送内容についてのアンケートを実施してもらうなど、有線放送が役に立っているかという視点からの補助金支出効果の把握が市側でなされていないので検討すべきである。

オ 有線放送事業は、合併協定に基づき合併町から引継いだ事業であるが、CATV等新しい伝達手段及び地域実態を考慮し、補助の廃止もふまえて見直しすべきである。

対応結果

アについて

補助金交付要綱を策定した。(平成 13 年 4 月 1 日施行)

イ及びウについて

補助金交付要綱の中で、人件費にかかる補助基本額(広島市行政職給料表に基づく人件費の格付け×人役)を定めた。

エ及びオについて

広報紙「ひろしま市民と市政」の区版や、テレビ、新聞、CATVの普及などにより、行政情報の広報媒体としての有線放送の役割は確実に低下していると判断されることから、地元関係機関と調整し、平成 15 年度末までに全ての有線放送事業に係る補助金の廃止を行うこととした。

広島市農協(高陽・白木地区)については平成 12 年 3 月末、広島安佐農協(安佐地区)については、平成 13 年 6 月末をもって廃止済み。

残る広島市農協(佐東地区:旧佐東町農協分)については、15 年度末で廃止。

意 見
<p>ア 当補助金の根拠は地方公務員法第42条（職員に対する福利厚生義務）に基づく自治省行政局公務員部福利課長内かんに記載されている地方公務員に係る生涯生活設計及びシニアサービスによるものである。しかし、補助金交付申請書添付の事業計画の「事業の目的」ではもっぱら、市政の現状はどうであるかの説明、施策に対する意見や理解を求めること、市政に対する住民の要望を如何に的確に掴むか、といった点が重視されている。従って退職後の福利厚生という趣旨が明確でない。もっと明確に記載すべきである。</p> <p>イ 当該連盟の会員資格は広島市退職料条例の年金受給者及び広島市職員共済組合からの年金受給者であるが、強制加入でないため、その加入率は平成11年5月1日現在で52.5%である。現広島市職員でもその存在を知らない人がいるようであり、退職後の福利厚生のための事業を実施するなら、公平性の観点からなるべく全員が恩恵を受けられるよう加入率上昇に向けPRが必要である。</p> <p>ウ 当該連盟の幹部や会員が広島市役所に来庁時あるいは電話で、市政に対する住民の要望・意見を担当課と意見交換するということであるが、制度化されているものでないため会員以外の市民の声・意見をどのように集約し、市側に伝えているのか不明である。市政に対する意見や理解を求めること、市政に対する住民の要望を如何に的確に掴むか、が事業の目的であるなら、市民の意見や要望を記録してその顛末を知らせる等の制度化を図るべきである。</p> <p>エ 平成10年度の広島市退職公務員連盟決算書によれば歳入は会費1,021万7千円、補助金100万円、雑収入146万8千円、繰越金193万4千円、計1,462万円で、歳出は1,187万1千円、差引274万9千円の余剰が出ている。この内、補助対象事業である研修諸費362万5千円と支部費（区政懇談会や支部施設見学会に充当）314万2千円に会費収入576万7千円と補助金100万円が充てられている。事業を補助対象事業とそれ以外に明確に区分し、会費のうちどれだけを補助対象事業に充てるのか明確にすべきである。</p>

対 応 結 果
<p>ア 広島市退職公務員連盟からの平成12年度補助金交付申請書添付の事業計画の「事業の目的」に、地方公務員に係る生涯生活設計及びシニアサービスによるものであり、退職後の福利厚生という趣旨を明記しており改善を図った。</p> <p>イ 毎年度12月に当該年度の退職予定者を対象とした「退職者福利厚生制度説明会」を本市及び福利厚生三団体（職員互助会、職員共済組合、職員健康保険組合）の共催で開催する中で、対象者全員に広島市退職公務員連盟の活動内容等を紹介し「加入申込書」を配布している。また、退職後の6月に未加入者へ再度加入を促す文書を送付している。</p> <p>ウ 退職公務員連盟において各種事業の案内ハガキ（往復ハガキ）を加入者へ送付する際、ハガキに「連絡事項」欄を設け、種々の意見を求めるようにしている。これら意見については、市政に十分反映できるよう、関係各課へ伝えることとしている。</p> <p>なお、平成14年度の案内ハガキから、市政に対する提案・意見を記入できるよう「連絡事項」欄に補足説明を加えた。</p> <p>エ 補助金は、研修諸費・支部費の一部に充当しており、従前から明確にしているが、平成14年度から「歳出予算財源充当内訳」を作成して、より一層明確化を図った。</p>



監査の対象 補助金の執行状況

補助金の名称 フラワーフェスティバル等観光行事開催事業補助

主管課 経済局 観光コンベンション推進部

意	見
1	まつりによってその性格が異なるので補助対象となるか否か明確でないため要綱を制定し、どのような場合に補助対象となるか否かを市民にもわかりやすいようにすべきである。
2	補助金額は基本的には前年度を基準としているが、支出効果について集客人員や経済効果等について定量的な検討と定性的な検討を実施し、実態に応じた見直しを検討する必要がある。

対	応	結	果
1	下記のまつりについては、個々まつりごとに目的・規模等が異なり、また、まつりの規模・内容を毎年見直しながら実施していることから、統一的な要綱の制定はせず、従前どおり、個別のまつりごとにおいて広島市補助金等交付規則に基づき交付することとする。		
2	平成 14 年度から、事業計画書等への実施効果の掲載を充実させるなど、事業の実施効果を十分に把握できるように改めた。		
記			
(1)	ひろしまフラワーフェスティバル (人出：13年度実績 約141万人)		
	補助対象経費：仮設便所設置、会場清掃、会場警備、交通規制看板等作成に係る経費		
(2)	広島みなと祭 (人出：13年度実績 約30万人)		
	補助対象経費：仮設便所設置・会場清掃、会場警備、花火打ち上げに係る経費		
(3)	太田川花火大会 (人出：13年度実績 約35万人)		
	補助対象経費：仮設便所設置・会場清掃、会場警備、花火打ち上げに係る経費		
(4)	とうろう流し		
	補助対象経費：とうろうの回収・清掃		
(5)	七夕まつり		
	補助対象経費：材料購入に係る経費		
(6)	可部・高松山の太文字まつり		
	補助対象経費：照明設備費		

監査の対象 補助金の執行状況

補助金の名称 水路保全事業補助(八木用水)

主管課 経済局農林水産部農政担当

意	見
<p>従来、補修箇所は災害時の緊急補修を除いて、土地改良区の組合員等の要望を受け、行われていた。しかし、限られた予算の中で効果的に補修を実施するためには、長期的な補修計画を立案して優先順位を決定し実施するべきである。</p>	

対 応 結 果				
<p>13年度に土地改良区において、長期的な補修計画立案のための調査・設計業務として、八木用水路全線における、A～Dの補修ランク付け（A：緊急に補修が必要である（さらに緊急度を三段階の順位付け）、B：5年以内に補修が必要である、C：将来補修が必要である、D：現段階では補修を考慮する必要なし）と水路本体、付随施設及び緊急順による年度別の概算工事費の算出を行った。</p> <p>その結果に基づき、今後は、緊急に補修が必要であると判明した箇所の中から、住民に危険を及ぼす恐れのある緊急度の高いもの(A)を3年以内に整備、それ以外のもの(B、C)についても、順次、優先順位の高いものから効果的に補修工事を実施していくよう計画している。</p>				
【水路整備計画】				
整備予定年度	緊急度	概算工事費(円)	要整備延長(m)	備 考
13年	A(緊急度1)	8,986,000	170	実施済み
14年	A(緊急度1)	10,449,000	290	
15年	A(緊急度2)	10,817,000	195	
16年	A(緊急度3)	10,317,000	750	
	緊急度A	40,569,000	1,405	
17年	B	8,415,000	165	
18年	B	8,670,000	170	
19年	B	8,530,000	290	
20年	B	8,560,000	970	
21年	B	8,397,000	1,335	
22年	B	8,554,000	1,360	
23年以降	B・C	11,510,000	1,830	
	緊急度B・C	62,636,000	6,120	
	合計	103,205,000	7,525	

監査の対象 補助金の執行状況

補助金の名称 新交通システム地下鉄整備(インフラ部)借入金利子償還金補助金

主管課 道路交通局 都市交通部

意	見
	<p>当該補助金は、開業当初予定していない補助金である。広島高速交通株は経営改善のため相当な努力がなされているが、平成8年度から実施されている借入金の利子に見合う補助を受けなければ、単年度黒字にはなり得ない状況である。経営計画では平成36年度まで利子補給を受けることが予定されており、その合計金額は89億8,597万円となる。従来から、議会での説明、マスコミへの発表、市が25%以上出資等している法人の財務諸表等公文書館への備付等により、十分なされていると思われるが、さらに「市民と市政」等に特集記事を組むなどして、直接的に市民へ会社の現状等分かりやすく説明し、市民の利用促進を図るとともに、もし新交通システム（アストラムライン）という交通手段がないとした場合に発生すると思われる交通渋滞や排気ガスによる環境汚染等の事象が発生しないという市民の受ける便益とコスト負担について認識と協力を求める必要がある。</p>

対	応	結	果
			<p>広報紙「ひろしま市民と市政」への特集記事の掲載については、新交通西風新都線の事業計画等とあわせた広報など、その時期や方法について広報所管課と協議・調整してきたところであるが、同紙は市の施策や啓発事項、お知らせなど市政全般について多くの情報を掲載する必要があり、その紙面には限りがあるのが実情である。</p> <p>このため、意見の趣旨を踏まえるとともに、市が持っている多くの広報媒体の特性を考慮し総合的に検討した結果、本意見への対応については、昨年4月から、ホームページ「広島の交通」にアストラムラインの概要、導入効果及び広島高速交通株の経営状況等を掲載し、広く市民にPRしているところであるが、今後さらに内容を充実するとともに、会社の決算状況など適宜内容の更新を行いながら、一層の理解と利用促進が図られるよう努めることとした。</p> <p>また、平成14年度発刊の「アストラムラインパンフレット」の刊行においても、意見を踏まえた内容とした。</p>

意 見

[改善又は検討を要する事項]

平成10年度実績は市立小学校135校中23校、空き缶回収業務委託料2,154千円、空き缶回収運動は初年度(昭和51年度)22校でスタートしたが、現在(平成10年度)でも23校しか実施されておらず、運動が広く行き渡っているとはいえない。(平成11年度は18校実施)

空き缶回収業務を通常の学校ごみ収集(分別ごみ)の一環として委託しても空き缶回収運動の目的は達成することができる。この場合、委託料全額(平成10年度実績2,154千円)が節約出来るわけではないが、回収業務を一本化する事により経費削減が見込まれるため検討が望まれる。

また、「小学校の空き缶回収運動」について、実施校の拡大を図る上で、実施方法について再検討されたい。

対 応 結 果

[対応の結果]

(1) 空き缶回収運動は、児童の社会教育の一環として、物を大切にすることを育てるという目的で昭和51年に開始して以来、26年が経過し、日常生活の中で分別収集が違和感なく定着し、当初の運動目的が一応達成されている状況となっています。

また、西部リサイクルプラザ、北部資源選別センター及び清掃工場については、小学生等の環境学習の場として、現在多数の利用者があり、環境学習の受け皿となっています。

(2) このため、空き缶回収運動の取扱については、学校が実施しているごみ収集に含めて行う方法や、直接再資源業者へ搬入するなどの方法に切り替える方向で、関係部局(教育委員会指導課)と協議を行ないました。

(3) 関係部局との協議の結果、特に異論もなかったため、環境局の空き缶回収業務については、平成14年3月末で終了しました。



監査の対象 委託料の執行状況

事業名 コンピュータ利用研究

主管課 教育委員会 学校教育部指導課 教育センター

意	見
1	コンピュータ教育が情報化社会への適応力を養成することも考慮するならば、学校教育ソフト選定をより幅広く利用されているソフトに変更することも検討すべきではないか。
2	コンピュータ入門研修業務の支出について、予定価格と見積金額は一致していた。予定価格は適切な積算を基礎として決定すべきである。

対	応	結	果
1	教員のコンピュータ研修では、各学校へのコンピュータ機器借りに合わせて整備されてきた教育用ソフトに関して研修してきた。したがって、これまでは、そうした教育用ソフトを用いて研修するため、業者が限られていた。	指摘後、一般的に利用されているソフトを用いた研修に変えていくとともに、学校の機器更新に合わせて、教育専用ソフト以外に、より幅広く利用されているソフトを選定するようにした。	
2	意見のあったコンピュータ入門研修は、教育委員会指導課所管の情報アドバイザー派遣事業に移管したことから平成12年度より廃止した。	なお、情報アドバイザー派遣事業の予定価格は、シスアド程度の知識と技能を有する人材の時間単価をもとに、適切な積算を基礎として決定し、一般競争入札により業者を決定した。	
※ シスアド…システムアドミニストレーターのこと。情報処理技術者試験規則による国家資格。			

監査の対象 委託料の執行状況

事業名 ふれあい活動推進事業

主管課 教育委員会 青少年育成部 相談指導担当

意	見
	<p>すべての学区において市の予算執行額と精算額が一致している。実際の活動費は予算執行額を超過して活動しているとのことであり、一方的な予算の割当でなく各学区のふれあい事業の推進に必要な委託料を把握し、効果的な資源の使い方が望まれる。</p> <p>各学区から活動経費の精算書・実績報告書入手して、必要な事業を査定して次の委託事業が効果的に行えるよう委託料の支出方法の見直しが望まれる。</p>

対	応	結	果
			<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本委託業務は、家庭・学校・地域社会のそれぞれの教育機能向上と連携の強化とそのため地域の組織づくりをねらいとしており、活動として是非とも取り上げてほしい事業内容（地域実態把握、小・中学校の連携、啓発活動、ふれあいひろば等児童生徒支援、体験活動）を設定し、各中学校区ごとに組織された「ふれあい活動推進協議会」へ委託しているものである。</li><li>○ ご指摘の点については、13年度から、委託料の設定を児童生徒数や学校数等から算出した均一的な予算の割当だけでなく、ふれあい活動推進事業で大きなウエイトを占める体験活動については、その事業計画等を調査し、必要な事業であるかどうかを査定して委託を行った。</li><li>○ また、平成14年度からは、体験活動はもとより、共通事業についても、各ふれあい活動推進協議会から提出された計画書及び見積書を査定するなど、より効果的で地域の実態に応じた事業が行えるよう、委託料の支出方法を見直した。</li></ul>